

# 七尾港港湾計画書

— 改 訂 —

平成 12 年 11 月

七尾港港湾管理者

本計画書は、

- ・平成2年 9月 第12回石川県地方港湾審議会
- ・平成2年11月 港湾審議会第134回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成6年 9月 第14回石川県地方港湾審議会
- ・平成6年11月 港湾審議会第151回計画部会
- ・平成9年 3月 第15回石川県地方港湾審議会

の議を経た七尾港の港湾計画を改訂するものである。

## 目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	4
III	港湾施設の規模及び配置	5
1	公共ふ頭計画	5
2	旅客船ふ頭計画	5
3	専用ふ頭計画	6
4	水域施設計画	6
5	小型船だまり計画	7
6	マリーナ計画	9
7	臨港交通施設計画	10
IV	港湾環境の整備及び保全	11
1	港湾環境整備施設計画	11
2	地域環境の保全と調和	12
3	市民参加の港づくり	12
4	廃棄物処理計画	12
V	土地造成及び土地利用計画	13

## I 港湾計画の方針

七尾港は、能登半島の内側七尾南湾に位置する天然の良港であり、古くから日本海沿岸航路の寄港地、大陸との交易基地として繁栄し、昭和26年には重要港湾に指定された。

本港は、七尾市を中心とする能登地域の経済活動を支える木材等の流通拠点として、さらに、電力供給等のエネルギー基地として、石炭及び石油等のエネルギー物資を取り扱っている。平成7年には七尾大田発電所が運転を開始し、加えて、平成12年にLPG国家備蓄基地の建設が開始されるなど、エネルギー基地としての機能の充実が順調に進んでいる。

また、物流を主体とした港湾にも賑わい空間の創出が求められている中、本港の府中地区においては、平成3年にフィッシャーマンズワープ「能登食祭市場」がオープンし、年間90万人を集客するなど、七尾港の賑わい空間の核として活況を呈している。

このように本港は、市民に親しまれつつ、必需物資を扱う海上輸送網の拠点港として重要な役割を果たしている。なお、本港における平成9年の港湾取扱貨物量は、外貿187万トン、内貿71万トン、合計258万トンに達している。

能登地域は、現在整備中の<sup>のうえつ</sup>能越自動車道、能登空港等の周辺交通体系の確立に伴い、大都市圏とのアクセス時間が短縮され、産業、流通、観光面等で発展が期待されている。特に本港の背後圏の中心である七尾市は、能登地域の中核都市として地域の産業基盤を支え、地域の活性化を促進する中心的役割を果たすことが見込まれている。このようなことから、能登地域の流通拠点や観光拠点としての機能強化がより

一層期待されている。

一方で、港を訪れる人々が海に親しみ、賑わいと魅力のある空間の確保や、安全で健全な海洋レクリエーションの活動の場の確保、災害に対する地域の安全の確保など、人にやさしい港湾空間の創出が求められている。

このような情勢及び要請に対処するため、以下の方針のもとに、おおむね平成20年代前半を目標年次として港湾計画を改訂するものである。

- 1) 能登地域の流通拠点として、七尾市の主要産業である木材加工業の健全な発展に対処するほか、各種物資輸送に対応するため、物流機能を大田地区に集約し一層の機能強化を図る。
- 2) 人々が海に親しみ、賑わいと魅力のある港湾空間の形成を図るため、矢田新地区において、港湾の再開発を行い緑地等を確保する。
- 3) 港内に放置されているプレジャーボートを適切に集約し、海洋レクリエーション需要に対応するため、府中地区、小島地区において、小型船だまりを確保する。
- 4) 矢田新地区において、大規模地震発生時の緊急物資の集約と住民避難等が可能な広場を確保し、臨海部防災拠点の拡充を図る。
- 5) 港湾と背後地域との円滑な連絡を図るとともに、港湾内の円滑な交通を確保するため臨港交通の充実を図る。

6) 多様な機能が調和し、連携する質の高い空間を形成するため、陸域  
300haと水域3,500haからなる港湾空間を、主たる機能  
として以下のように利用する。

①大田地区及び矢田新地区東部は、物流関連ゾーンとする。

②矢田新地区西部及び府中地区は、交流拠点ゾーンとする。

③三室地区及び赤崎地区は、エネルギー関連ゾーンとする。

④寿町地区、小島地区、津向<sup>つむぎ</sup>地区は、船だまり関連ゾーンとする。

⑤久美地区は緑地レクリエーションゾーンとする。

## II 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者数を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	380万トン
	内 貿	120万トン
	合 計	500万トン
入港最大標準船型		6万D/W級
港湾利用者数	旅客施設利用者	10万人

### III 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

#### 1 公共ふ頭計画

##### 1-1 矢田新地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 1.1 m 岸壁 1 バース 延長 190 m

ふ頭用地 1 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

#### 2 旅客船ふ頭計画

##### 2-1 矢田新地区

既定計画について配置を変更する。

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 220 m (工事中)

ふ頭用地 1 ha (旅客施設用地)

既定計画

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 220 m

ふ頭用地 1 ha (旅客施設用地)



### 3 専用ふ頭計画

#### 3-1 津向地区<sup>つむぎ</sup>

船だまり計画に変更するため、以下の既定計画を削除する。

既定計画  
水深4.5m 岸壁2バース 延長140m

### 4 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

#### 4-1 航路

大田地区

内港航路 水深13m 幅員260m

既定計画  
内港航路 水深13m 幅員270m

矢田新地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画  
内港航路 水深11m 幅員200m

## 4-2 泊地

### 大田地区

水深 13 m      面積 33 ha

既定計画  
水深 13 m      面積 48 ha

### 矢田新地区

水深 7.5 m      面積 12 ha

既定計画  
水深 7.5 m      面積 10 ha

また、以下の既定計画を削除する。

既定計画  
水深 11 m      面積 23 ha

## 5 小型船だまり計画

作業船、漁船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

### 5-1 矢田新地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

防波堤 (第一)	延長 100 m
防波堤 (第二)	延長 30 m
物揚場 水深 4 m	延長 250 m
物揚場 水深 3 m	延長 100 m
小型さん橋	2 基
ふ頭用地	1 ha

5-2 府中地区

小型さん橋 2基

5-3 寿町地区

防波堤 延長140m

既定計画

泊地	水深5m	面積4ha
防波堤		延長140m
岸壁	水深5m	延長140m
ふ頭用地	2ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)	

5-4 小島地区

泊地 水深4m 面積6ha

防波堤 延長120m

物揚場 水深4m 延長280m

小型さん橋 6基

ふ頭用地 1ha

既定計画		
泊地	水深4m	面積6ha
防波堤		延長120m
物揚場	水深4m	延長280m
ふ頭用地	1ha	

## 5-5 津向地区<sup>つむぎ</sup>

泊地 水深4.5m 面積5ha  
防波堤 延長100m  
岸壁 水深4.5m 延長160m  
ふ頭用地 1ha

既定計画  
泊地 水深4.5m 面積5ha  
防波堤 延長100m  
水深4.5m 岸壁2バース 延長140m (専用)

## 6 マリーナ計画

### 6-1 小島地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画  
小型さん橋 3基  
船揚場 延長40m  
レクリエーション施設用地 1ha

## 7 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

### 7-1 道路

#### 臨港道路津向1号線

起点 津向小型船だまり 終点 市道西湊138号線 2車線

#### 臨港道路矢田新・大田線 (工事中)

起点 矢田新2号線 終点 国道160号 2車線

#### 臨港道路大田8号線 (既定計画)

起点 大田ふ頭 終点 臨港道路矢田新・大田線 2車線

#### 臨港道路大田9号線 (既定計画)

起点 大田船だまり 終点 県道庵<sup>いおり</sup>・鵜浦<sup>うのうら</sup>・大田新線<sup>おおたしんせん</sup> 2車線

#### 臨港道路矢田新16号線 (既定計画)

起点 矢田新ふ頭 終点 矢田新5号線 2車線

## IV 港湾環境の整備及び保全

港湾環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾の環境の整備及び保全を次のとおり計画する。

### 1 港湾環境整備施設計画

港内中心部に親水空間等の環境整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。また、既存物揚場を活用して、海辺の散歩道を確保し親水空間を形成するため、緑地を計画する。

矢田新地区 緑地 7 h a (変更)

府中地区 緑地 3 h a (変更・工事中)

既定計画

矢田新地区	緑地	6 h a
府中地区	緑地	3 h a

## 2 地域環境の保全と調和

- ① 自然の能力を活用した、緑地護岸等の緩傾斜化や海水浄化機能を有する構造を採用するなどして、生物生息環境を整備する。

また、港内の一部が能登半島国定公園に指定されていることから、景観の維持や水産資源等の貴重な水域を保全するための取組みを進める。

- ② 港内には漁船、作業船等多くの小型船が混在しており、特にプレジャーボートについては、レクリエーション需要の増大に伴い、港内に放置される船舶も増加し、水域環境・安全面に支障が生じている。

このため、小型船の係留場所を確保し、適正な水域利用を図り、港湾活動の円滑化を促進する。

## 3 市民参加の港づくり

七尾港は市民の身近な港として親しまれ、憩いの交流空間として利用されており、今後とも、使いやすくよりよい環境を創造するために、地域住民の参加を促し、地域住民と行政が一体となって事業計画づくりに取り組む。

## 4 廃棄物処理計画

浚渫土砂等 300 万 m<sup>3</sup> を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

大田地区 廃棄物処理用地 21ha

## V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応し、また、今後の社会・経済情勢の変化にともなう多様な要請に対処できる諸機能が調和よく導入された総合的な港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	交流拠点用地	工業用地	交通機能用地	危険物取扱	緑地	都市機能用地	施設用地 レクリエーション	廃棄物処理用地	合計
鹿渡島地区	1										1
三室地区	1					36					36
赤崎地区				51	1					(25) 25	(25) 78
大田地区	(23) 36	3		(15) 38	(1) 5		2			(21) 21	(59) 104
矢田新地区	7	4	4	(1) 18	5	4	(3) 7	1			(4) 50
府中地区	(1) 1	1	(1) 1		1		(2) 3				(3) 5
寿町地区	1			7	1		1				8
小島地区	(1) 1			5							(1) 5
津向地区	1			17	1						18
須曾西地区	1										1
須曾東地区	1	1									1
佐波地区	1										1
久美地区							(5) 5				(5) 5
二穴地区	1										1
日出ヶ島地区	1										1
合計	(23) 47	7	(1) 5	(15) 136	(1) 13	40	(10) 17	1		(46) 46	(96) 312

注1. ( ) は、土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2. 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。



## 既定計画

(単位：h a)

用途 地区名	ふ頭用地	港湾 関連用地	交流 拠点用地	工業 用地	交通 機能用地	施設 用地 危険物 取扱	緑 地	都市 機能用地	施設 用地 レクリ エーシ ョン	土砂 処分用地	廃棄 物処理 用地	合 計
鹿渡島地区	1											1
三室地区	1					8						8
赤崎地区				51	1						(25) 25	(25) 78
大田地区	(23) 36	3		(23) 46	(1) 5		(1) 1			(12) 12		(61) 104
矢田新地区	(1) 9	4	4	(1) 18	(1) 5	4	(1) 6	1				(4) 50
府中地区	(1) 1	1	(1) 1	1	1		(2) 3					(3) 6
寿町地区	(2) 2			7	1		1					(2) 10
小島地区	(1) 1			5					(1) 1			(2) 7
津向地区				18								18
須曾西地区	1											1
須曾東地区	1	1										1
佐波地区	1											1
久美地区							(6) 6					(6) 6
二穴地区	1											1
日出ヶ島 地区	1											1
合 計	(26) 49	8	(1) 5	(23) 147	(3) 12	12	(10) 16	1	(1) 1	(12) 12	(25) 25	(102) 288

注1. ( ) は、土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2. 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3. 本表は、現在の土地利用計画の表記方法に沿って作成したものである。